第３号様式（第８条関係）

**法　定　検　査　受　検　申　込　書**

浄化槽法第７条及び第１１条に規定する「水質に関する検査(法定検査\*１)」を申し込みます。

　　施設名（個人宅の場合は世帯主等のお名前）：

　　所在地（裏面に案内図も記載してください）：

　　浄化槽の人槽　：　　　　　　　　人槽

　　浄化槽使用開始（予定）：　　　　　年　　　月　　　日

　　浄化槽設置補助金（市補助）の有無　：　有　・　無

（指定検査機関＊２）

一般社団法人　山梨県浄化槽協会長　様

年　　月　　日

申込者　住　所

　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

ＴＥＬ

（日中に連絡が取れる番号を記載してください。）

　　　　　　　　　　　　　　　浄化槽設置等に係る業者※

　　　　　　　　　　　　　　　　名　称（又は氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　　　　　　　　　　　　　　　※　申込者に連絡がとれない場合など、第7条検査の実施に際して、浄化

槽協会から問合せを行う場合がありますので、必ず記載してください。

＊１　浄化槽をお使いの方は、浄化槽の使用を開始した３～８か月の間に１回目の法定検査（浄化槽法第７条）を、その後は毎年1回の法定検査（浄化槽法第１１条）を、指定検査機関に依頼して受けることが、浄化槽法で義務付けられています。

＊２　一般社団法人山梨県浄化槽協会（住所：甲府市西下条町965）は、浄化槽法に基づき、山梨県から唯一指定された指定検査機関です。

＊　法定検査手数料は、県の承認を受けて決められています。（裏面参照）

＊　法定検査の結果は、浄化槽法に基づき、指定検査機関から関係行政機関に報告されます。

法定検査についてご不明な点は、山梨県浄化槽協会（電話055-288-1132）又は甲府市役所環境部環境総室環境保全課（電話055-241-4312）にお問い合わせください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認欄 | 甲府市 | * 記載事項ﾁｪｯｸ | 浄化槽協会 | 受付日 |
| * 補助金ﾁｪｯｸ |  |

【案内図】

　（指定検査機関が法定検査に伺うため、目印になる施設等も含めて記載ください。）

検査手数料（非課税）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処理対象人員 | 第７条検査手数料 | 第１１条検査手数料 |
| 10人槽以下 | 8,500円 | 4,500円 |
| 11～　 50人槽 | 10,500円 | 6,500円 |
| 51～　 100人槽 | 12,500円 | 8,500円 |
| 101～ 300人槽 | 14,500円 | 10,500円 |
| 301～ 500人槽 | 17,500円 | 13,500円 |
| 501～ 1,000人槽 | 20,500円 | 16,500円 |
| 1,001人槽以上 | 24,500円 | 20,500円 |

（令和３年４月１日時点）